

令和3年6月28日

# お知らせ

課名	新型コロナウイルス感染症対策本部
担当	直原、岡本
内線	3646、3389
直通	086-226-7960

## 岡山市内飲食店等への営業時間短縮等の要請の終了について

県内の感染状況は改善傾向が続いており、近隣県の感染状況にも大きな動きが見られないことから、予定どおり重点強化区域の指定は6月30日をもって解除し、岡山市内飲食店等への新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく営業時間短縮等の要請は終了しますので、お知らせします。

なお、岡山市内の飲食店等に対して、7月1日からリバウンド防止強化期間である7月20日までは、岡山市以外の飲食店等と同様に次のとおり要請等を行うこととなります。

### 記

#### ●飲食店等への要請

期間	令和3年6月21日（岡山市内は7月1日）から7月20日まで
対象施設	【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 結婚式場
実施内容 要請内容	(特措法第24条第9項に基づくもの) ○マスク快食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用  〔働きかけ〕 ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合当該設備の利用自粛 ○新型コロナウイルス感染防止対策徹底宣言店チェックシート活用の働きかけ

※催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（特措法第24条第9項に基づく）